

**月額最低使用料の運用について**  
(使用料規程第8条インタラクティブ配信)

インタラクティブ配信に係る使用料規程に定める、1許諾あたりの月額最低使用料につき、この度以下の通り暫定的に変更することと致しましたのでお知らせします。

記

■1許諾あたりの月額最低使用料

1許諾あたりの月額最低使用料を 1,000円 ⇒ 450円 に読み替える。

※1曲あたりの使用料(率)の変更はありません。

※読み替え金額は当面の暫定金額となります。

■適用範囲

使用料規程第8条のうち、以下が適用となる利用者が、弊社との間に著作物利用許諾契約を締結して支払う使用料で、2009年10月以降の利用分について適用する。

- ①ダウンロード
- ②ストリーム (2) リングバックトーン (※「(1)原則」は含まない)
- ③歌詞・楽譜等可視的利用

■実施期日

2011年7月1日から実施する。

本件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

pu\_reception@elicense.co.jp

以上